



射水市議会議員 澤村 理 (社民党) 議会活動報告

沢村おさむ通信

豊饒の射水

日頃のご支援に心から感謝申し上げます。

去る8月31日から9月22日までの間、今任期最後の9月定例会が開催されました。その中で、私は一般質問を行いましたので、その概要をご報告いたします。

問

学校グラウンドの砂塵対策について

市内の小・中学校には必ずグラウンドがあるが、強風が吹いた場合、周辺の住宅や道路などに砂ほこりが飛散している状況が散見され、なんとか対策ができないものかというご意見も賜っている。市当局では、こうした学校グラウンドの砂塵の飛散・拡散の状況について全体的に調査や把握をしているのか問う。

また、その対策としては、防砂ネットの設置、樹木の植栽、土質の改良などがあげられ、苦情があった場合にその都度対応されている状況である。個別に対症療法を施していくのではなく、できれば砂塵の拡散の度合いを数値化するなどして、それに応じて統一的な対応をしていく考えはないか問う。

答

グラウンドの砂塵については、春先に吹く強風等により、一部の学校において乾いた砂が周辺住宅

等に飛散しており、住民の方々にご迷惑をおかけしていると認識している。学校グラウンドからの砂塵の飛散状況については、学校からの報告等により把握しているところであるが、住宅街などの地域全体への飛散の状況については、十分な調査・把握していないところであり、今後、状況の調査・把握に努めてまいりたい。

これまでの対策としては、防砂ネットの設置、樹木の植栽、土質の改良などの方法により、学校グラウンドの状況に応じて対策を講じてきたところである。議員ご提案の砂塵対策の統一化については、砂塵の飛散が気象状況やグラウンドの立地状況等に左右されるなど、一様ではないことから、その統一した対策は難しいと考えており、砂塵の飛散状況を踏まえ、引き続き学校グラウンドの状況に応じた対策を行ってまいりたい。

問

遊休市有地の利活用について

昨年、公共施設等総合管理計画を策定し、市としては公共施設の統廃合を進めていくこととしているが、統廃合を進めれば進めるほど、その影で遊休市有地がどんどん増えていく。有効活用されていない、塩漬けとなっている市有地は現在どのくらい存在するのか、今

後、施設の統廃合が進めばどのくらい増えていくのか、ある程度の見込みを立てて、全体的な利活用方針を持つべきではないか。また、旧分庁舎の跡地については担当部署を決めて進めているが、その他については施設を担当していた部署任せの面が見られる。全体的な方針を確



立するとともに調整担当を一元化すれば、円滑に利活用が進行していくのではないかと考えるが、当局の見解を問う。

一方、地方分権一括法の施行により2005年に国から市に一括譲渡された里道や水路などの法定外公共物は、地番もなく正確な面積も不明であり、その全体像を把握することは困難とのことである。この中にはすでに機能を喪失している部分も存在しているが、これを民間へ売却や譲渡をする場合には、相当の事務量と経費が必要となる。現状に即した形に土地の管理者を定めていくためにも、こうした負担を少しでも軽減していくことが求められていると考えるが、当局の見解を問う。

答

本市では公共施設の統廃合について、保有総量や地域バランスを考慮しつつ、本市の将来的な財政状況を見据え、維持管理経費や更新費用が後年度の財政に大きな負担とならないよう計画的に進めている。昨年度末の利活用されていない市有地のうち、一定程度の広さ（300㎡以上）を有する土地については、約43,000㎡あり、公共施設の統廃合を進めることで、今後、さらに数量の増加が予想される。仮に公共施設の老朽化や統廃合により、新たに施設跡地等が発生する見通しとなった場合には、公共性・公益性を重視した政策的な活用を図るため、庁内で組織する射水市跡地利用検討委員会で、将来的な計画について協議を行い、庁内方針を取りまとめることとしている。この結果、跡地利用検討委員会において、①行政財産として活用しない方針となった跡地については、財源確保の観点から積極的に売却、若しくは貸付けし、社会全体で有効に活用することとしている。②行政財産として活用することになった場合には、適時適切に対応していくこととしている。

法定外公共物、いわゆる赤線、青線の

機能が喪失しており、購入希望者である申請者に払い下げる際には、①地元管理者や隣接地所有者による現地での立会、②それぞれの同意を得た上での境界確定、③申請者負担による地積測量図等の作成、④法務局への登記手続き等、という流れで事務を進めている。これら法定外公共物の払下げに係る一連の手続きは大変煩雑なことから、通常は購入希望者の委任を受けた土地家屋調査士が代行している。本市においては管財契約課において、境界立会や払下げの申請を受け付けた場合には、不動産登記法に基づき、①土地所在図、②境界確認書、③地積測量図などを含め、申請に必要な書類を求めているものであり、その手続きを簡素化することはできないものと考えている。また、測量費等の負担軽減については、これまでも法定外公共物の払下げがその方の受益につながることから、国や他団体と同様に、払下げに要する経費を申請者負担としてきた経緯があり、市が一部負担することは困難と考えている。なお、市では、①土地の有効利用の促進、②土地境界を巡るトラブルの未然防止、③災害復旧の迅速化、④課税の適正化・公平化、⑤登記手続きの簡素化・費用縮減、などを目的として、地籍調査を実施している。国の施策に基づき、調査対象となる法定外公共物の測量等は公費負担となることから、こういった取り組みを推進することが、結果的に法定外公共物払下げ申請者の経済的な負担軽減につながるものと考えている。



問

市職員のメンタルヘルス対策について

これまでの飽くなき行革の進行の陰で、自治体職場における現職死亡の原因の第1位が「癌」、第2位が「自殺」となっているなど、メンタルヘルス問題は注意すべきリスクとなっている。2015年からは各事業場においてストレスチェックを実施することが義務付けられ、本市でも行っているが、その現状について問う。

また、その現状を踏まえ、メンタルヘルス不調者はゼロ、誰もいないという状態が望ましいと思うが、不調者ゼロをめざして、今後どのような取り組みをしていくのか見解を問う。

答

ストレスチェックは、メンタルヘルス不調となることを自ら未然に防止することを目的に、事業者が年1回実施することが労働安全衛生法により、義務付けられている。また、ストレスチェックの結果において、ストレスが高い状態にあると判定された者から申出があった場合には、医師による面接指導を実施することも義務付けられている。本市におけるストレスチェックは、職員の定期健康診断にあわせて実施している。昨年度は、正規職員と臨時職員あわせて約1,300人が受検し、受検率は

95.7%であった。受検者のうち、ストレスが高い状態にあると判定された職員は、受検対象者の9.8%であった。それら職員に対しては、医師による面接指導、委託業者による相談・カウンセリングを勧奨している。実際に医師の面接指導や委託業者によるカウンセリングの申出があった職員は受検対象者の0.8%であった。なお、面接指導を実施した医師の所見に基づき、適正な職場へ配置するなど、必要な就業上の措置を実施している。

次に、職員のメンタルヘルス対策の取組としては、富山県市町村職員研修機構が実施する新任職員研修や新任係長研修などの階層別研修において、メンタルヘルスに関する研修を受講している。市独自でもメンタルヘルス研修を実施するとともに、職員衛生委員会において、ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境の改善対策の検討を行っている。今年度においては、所属長を対象としたメンタルヘルス研修を行い、所属長が部下のメンタル状況を把握し、職場環境の改善に取り組むとともに、引き続き、健全なメンタルヘルスの維持と職員のワーク・ライフバランスの推進に努めていく。

射水市議会基本条例を制定しました

市議会の憲法と言える議会基本条例が、この9月定例会において、ようやく制定にこぎつけました。この条例は、市長とともに、地方自治における二代表制の一方を担う「射水市議会」の運営に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を發揮し、もって市民生活向上に寄与することを目的としており、議会に関する他の条例、規則の上位に位置する、「最高規範」として定めるものです。

昨年12月の定例会において、「議会基本条例に関する特別委員会」を設置し、さらに機動的・専門的に検討を進めるため委員会内に8名の委員で構成する小委員会である「専門部会」を設置、これまでに5回の全体委員会、9回の専門部会を開催して、本条例の内容について検討を重ねてまいりました。また、7月31日から1か月間、パブリック・コメントの募集を実施し、頂戴した市民からのご意見を条例に反映しました。

私は、この特別委員会の副委員長として、各議員や市民から出された意見の集約と、その調整に取り組んでまいりました。

この条例は、前文と全6章から成る本文28条で構成しております。

前文では、本条例提案の背景と、議会が市民の負託に応え、期待される使命を果たすという思いを述べています。

第1章「総則」では、市民生活の向上に寄与する、という本条例の目的のほか、本条例が他の条例、規則の上位に位置するという「最高規範性」、議会の基本理念や基本方針などについて定めています。

第2章「議員の活動原則」では、議員が市政の課題や市民の多様な意見を的確に把握することや自己研鑽に努めることといった議員の活動原則のほか、「政治倫理」等について定めています。

第3章「議案及び政策の審議及び調査」では、地方自治法第96条第2項に定める議決事件についてや、議員間討議、専門的知見の活用などの議会審議を深めるための規定、議員の活動に要する政務活動費などについて定めています。

第4章「議会と市民との関係」では、情報公開や議会報告会、情報発信を所管する広報委員会の設置、市民意見の反映など、議会が市民に対して開かれたものであるべきことを定めています。

第5章「議会の機能強化」では、議員研修の充実や、議会を補助し支える議会事務局の能力の充実について定めるほか、災害時においても議会機能を適切に維持しなければならない、そのために必要な行動基準を定めることを規定しています。

第6章「見直し手続き」では、議会是一般選挙を経た任期開始ごとにこの条例の内容について検討するほか、必要な際には随時適切な措置を講じる旨を定め、本条例について不断の見直しを行う旨を

定めています。

この条例には、目指すべき議会の姿を「市民に開かれた信頼される議会」と掲げています。射水市議会は、かねてから積極的に情報公開に取り組み、議会活動の透明性を高めてきたところですが、この条例の制定を機に、私ども議員は、より積極的に、より公明正大に議会活動を行い、多様な考えを持った議員で構成される「合議制」の意思決定機関であるという議会の特徴を生かし、市民の多様な意見を議会審議に反映していかなければなりません。

当然、条例を制定することが到達点ではなく、制定した上で条例をいかに運用していくかが大切です。議会は、様々な価値観を持った議員で構成される合議制の機関ではありますが、「市民に開かれた信頼される議会」を構築し、市民生活の向上に寄与するという目的のために、新しい条例のもと、全ての議員が心をつなげて市勢の進展に取り組むことが重要です。

ご意見をお聞かせください！



沢村おさむの自宅：〒934-0054 射水市神楽町55
(市民病院のすぐ近くです。)

TEL0766-84-0655/FAX0766-84-0695
E-Mail : o_sawamura@po9.canet.ne.jp

**沢村おさむへのご意見・ご要望・激励
をお待ちしています。**



インターネットで一般質問&予算特別委員会の録画が見れます！